

現時点における「アウトプットイメージ」について

令和3年2月18日
統計委員会 統計作成プロセス部会
要求事項等検討タスクフォース座長 樫 広計

【参考】「公的統計の品質保証に関するガイドライン」等の概要（全体像）

【公的統計の品質保証に関するガイドライン「別紙4 統計調査の実施過程の質評価事項」の概要】

I 調査業務を適正かつ確実に遂行するための基本原則

… 1. 組織と責任、2. 調査の秘密保持・保管、3. 記録に関する一般、など

II 調査の企画管理

… 1. 業務の委任・委託先への指示・説明、2. 調査票の変更、など

III データ収集

… 1. 調査票収集業務の実施状況の把握、2. 情報通信技術を用いた調査情報等の収集、など

IV データの管理と処理

… 1. 調査票（紙）又は調査票データの訂正、2. 調査票データの正確性等の確保、など

V 調査報告書

【ガイドライン本文】

- 1 目的
- 2 背景
- 3 基本原則
- 4 適用範囲
- 5 実施方法等
(別紙4として「統計調査の実施過程の質評価事項」)
- 6 計画的な推進
- 7 その他

【日本品質管理学会規格「公的統計調査のプロセス-指針と要求事項」の概要】

1. **適用範囲** ⇒公的統計調査（基幹統計調査・一般統計調査）

2. **引用規格** ⇒調査票情報等の管理及び漏えい等の対策に関するガイドライン、など

3. **用語と定義** ⇒ISO20252、ISO3534-4、JSQC-Std00-001、など

4. **マネジメントシステム** ⇒4.1 組織と責任、4.2 調査の秘密保持、4.3 記録に関する一般、など

5. **調査の企画管理** ⇒5.1 公的統計調査に関する指示・説明、5.2 標本抽出、など

6. **データ収集** ⇒6.1 一般、6.2 指導員・調査員の管理、募集・採用及び教育・訓練、など

7. **データ管理と処理** ⇒7.1 一般、7.2 紙の調査票のデータ入力、など

8. 公的統計調査プロジェクトの報告

【学会規格序文】

- ・ 必要性
- ・ ISO20252
- ・ 公的統計の特性
- ・ 基本的な定義

※今般の個別の要求事項（案）の参照元

統計作成プロセス監査の「要求事項」・「方針」 (今後の課題、論点の現時点の整理)

【ISOやJISなどの規格認証】

平行

【統計作成プロセスの第三者チェック(監査)】

製品の品質や安全性などに直接関わる「**認証 (適合性評価) の基準**」 (製品要求基準) [JISY20252など]

認証スキーム (MRSPC)

認証機関と認証依頼者との合意による「**認証の仕方の基準**」 (要求事項の追加を含む。)

- | | |
|-------------|----------------------------------|
| 1. 適用範囲 | ② 認証対象サービスの成果物の評価 |
| 2. 関係文書 | ③ 評価方法 |
| 3. 用語と定義 | ④ 審査工数 |
| 4. 本認証制度の構成 | ⑤ 不適合の扱い |
| 5. 認証範囲 | 11. 認証に関する決定 |
| 6. 製品認証システム | 12. 審査員に対する要件 |
| 7. 認証の有効期間 | 13. 認証マークの取り扱い |
| 8. サーベイランス | 14. 苦情に対する対応 |
| 9. 再認証 | 15. 認証されたサービスのクライアント及び第三者からのアクセス |
| 10. 評価 | |
| ① サンプル条件と評価 | |

認証機関の遂行能力に関する「**認定の基準**」
[ISO/IEC17065 (Guide 65)]

要求事項(必要となるor望ましい基準・手順・視点)

- 品質保証ガイドラインを中心に各種ガイドラインの内容をベースとし、体系的に再整理、あるいは修正・追加 (「標準マニュアル」整備の取組とも連携)
- 各府省の現状も踏まえつつ、「重要性」に応じ「要求度合い」を区分 (ex「必須」「推奨」)

方針 (基準の適用 (適合) の仕方・実施方法等)

- **趣旨・目的** : 要求事項に係る現状確認を通じ、利用者に信頼を与えるとともに、統計作成プロセスの水準の段階的な向上を図り、各府省の公的統計の品質確保・改善を支援
 - **対象** : 個々の統計単位 (サービスプロセス+ マネジメントシステム)
 - **範囲※**
 - **頻度・タイミング※**
 - **体制※** : 「統計監理官」中心 (Cf 認証機関)
 - **「統計監理官」の任命** (Cf 認定機関)、資質要件、育成等※
 - **チェックの仕方 (方法、結果の評価方法・取りまとめ・提示、決定手続etc)**
各府省の自己チェックを前提
 - **結果の処置・フォローアップ※**
 - **結果の公表・範囲※** など
- ※については、試行実施の結果を踏まえつつ決定

「総論」的な内容の記載について

<タスクフォースとしての対応>

- ◆ 以下のような要求事項の意義・目的、用途・活用方法や統計作成プロセスの全体像などについては、ご指摘も踏まえ、最終的に要求事項と一体として整理する「方針」の「趣旨・目的」、あるいは「対象」「範囲」等の中に明記

(内容については、「中間整理案」に基づく診断の試行結果を踏まえた上で、最終的に整理)

- 統計作成プロセス診断は、現状を客観的にチェックした上で、より良い改善の在り方を共に検討する（ポジティブな）取組
 - 要求事項は、この各プロセス（工程）の現状を統計作成者自ら、また、統計作成プロセス診断時に第三者である統計監理官が確認する際の「統計の品質確保に向けた基本的な基準・手順・視点」であり、「改善の在り方を検討する際の端緒」
 - 診断に当たっては、調査実施者の懸念・負担感の抑制の観点から、標準マニュアルに基づく「作成・整理・保管するドキュメント・成果物（→既存の資料の活用等各府省の負担にも留意した現実的なもの）」や「業務内容」等を具体的な確認資料・判断材料として活用
- ◆ 総務省及び各府省においては、統計作成プロセス診断との関係に留意し、本TFの審議結果も活用して、要求事項と整合した標準マニュアルの検討を推進していただく

(参考)いただいたご意見等

- 要求事項は、①総論、②要求事項一覧、③標準マニュアル骨子から構成するなど、アウトライン・体裁のラフなイメージを予め共有しておくことが必要[川崎委員]
 - ・ ①の総論には、要求事項の意義、目的、用途、活用方法など(第2回TF資料1で述べられた診断の基本姿勢を含む)を記載。併せて、(同資料3をベースに)プロセス全体の整理を記載
 - ・ ②の要求事項一覧は、同資料4の太枠囲みをベースにした内容(※「標準マニュアル」は、「要求事項」と表裏一体であるべき。要求事項の必須事項、推奨事項を、標準マニュアルの中の適切な箇所に記載し、調査実施者の理解を促進)
- 診断を実施する観点から考えると、(例えば、標準マニュアルの「業務内容」の活用などを通じて)要求事項の意図や解釈が把握・共有されることが必要であり、要求事項と一体的に整理されていることが望ましい。
また、「品質要素」と同じように、各要求事項の末尾にラベル付けするなどして、それぞれの要求事項と、業務全体に係る「マネジメント項目」や関連する別プロセスの要求事項との関係が分かるようにすることが理想的。[篠専門委員]
- 「TF運営の基本方針」(第2回TFの資料1)を踏まえつつ、要求事項の目的・用途、具体的な監査時の活用方法(基本的に既存の記録文書の利用etc)などを予め示すなどして、調査実施者の無用な懸念の払拭や予防行動を抑制すべき[鈴木審議協力者]
- ポジティブな取組とするためには、受ける側が「気づきにくい点」や「改めての説明が難しい点」を意識した要求事項としていくとよいのではないかと。また、要求事項は、品質要素を考慮しつつ、標準マニュアルと紐づけた形でプロセスごとに整理することが望ましい[下野審議協力者]